社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会小口貸付資金貸付規程

（総則）

第１条　社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う小口貸付資金（以下「資金」という。）の貸付けに関する事項は，この規程の定めるところによる。

（貸付対象者）

第２条　資金の貸付の対象は，低所得世帯で借入れ申込み時に本市に３ヶ月以上住所を有し，一時的に生計の維持が困難になった世帯とする。

（貸付金の限度額）

第３条　資金の貸付金の限度額は，一世帯１００，０００円とする。

（貸付利子）

第４条　資金の貸付利子は，無利子とする。

（償還期間等）

第５条　資金の償還期間は，１年以内とする。

２　据置期間は，必要に応じて定めることができるものとし，最高３ヶ月以内とする。

（償還方法）

第６条　貸付金の償還は，月賦償還の方法によるものとする。ただし，貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）は，いつでも繰上償還することができる。

（連帯保証人）

第７条　資金の貸付を受けるようとする者（以下「借入申込者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する連帯保証人１名を立てなければならない。

（１）借入申込人と別世帯に属するものであって，借入れ申込み時に引き続き３ヶ月以上住所を有する６５歳以下の者

（２）地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づく本市の当該年度市民税所得割額を課税されている者

２　連帯保証人は，借受人と連帯して債務を負担する。

３　借受人又は借入申込者は，他の借受人又は借入申込者の連帯保証人となることができない。

（借入申込手続）

第８条　借入申込者は，小口貸付資金借入申込書（以下「借入申込書」という。様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，会長に提出するものとする。

（１）借入申込者の住民票の写し

（２）連帯保証人となる者の住民票の写し

（３）連帯保証人となる者の第７条第１項第２号が明らかとなる書面

（民生委員の調査書の作成）

第９条　担当民生委員児童委員は，民生委員児童委員調査書（様式第２号）を会長に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第１０条　会長は，借入申込者から借入申込書が提出されたときは，速やかに貸付の可否に

ついて審査し，決定しなければならない。

２　会長は,貸付の可否を決定したときは,速やかに借入申込者に通知しなければならない。

（貸付金の交付）

第１１条　会長は，貸付が決定した借入申込者に対し，その者及び連帯保証人が自署押印した小口貸付資金貸付借用書（以下「借用書」という。様式第３号）及び印鑑登録証明書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（貸付金の償還手続き）

第１２条　会長は，貸付金の償還計画を確定するため小口貸付資金貸付償還記録票（以下「償還記録票」という。様式第４号）を作成して，償還の的確な把握に努めなければならない。

２　会長は，借受人が償還計画を確認できるように償還記録票をもとに償還票を作成し，借受人にこれを交付し，償還の円滑な運営を図るものとする。

３　借受人は，償還票に定められた償還計画によりそれぞれ所定の期日までに償還しなければならない。

４　会長は，借受人が貸付金の償還を完了したときは，借用書及び印鑑登録証明書を，遅滞なく借受人に返還しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第１３条　会長は，借受人が災害その他やむを得ない理由により定められた償還期日までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは，償還金の支払を猶予することができる。ただし，猶予することのできる期間は，原則３ヶ月を限度とする。

（償還金の督促）

第１４条　会長は，償還期限を過ぎた償還未済額がある借受人に対し，文書郵送・電話・訪問等により速やかに償還未済額の督促を行い,償還が滞らないよう努めなければならない。

２　会長は，借受人が督促に応じないときは，連帯保証人に対しても同様に督促を行うものとする。

（償還金の支払免除）

第１５条　会長は，借受人の死亡，その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは，別に定める規程により当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。

（住所又は氏名等の変更）

第１６条　借受人は，借入申込書に記載した事項のうち，次の各号のいずれかに該当する異動が生じたときは，小口貸付資金貸付住所等変更届（様式第５号）を速やかに会長に提出しなければならない。ただし，借受人が死亡したときは，同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出なければならない。

（１）借受人又は連帯保証人に住所の異動があったとき

（２）借受人又は連帯保証人に氏又は名の変更があったとき

（３）借受人又は連帯保証人に死亡，行方不明，破産等の事由が生じたとき

（重複貸付）

第１７条　会長は，貸付金の償還が完了していない借受人又は連帯保証人に対して，重複して貸し付けることができない。

（再貸付）

第１８条　会長は，貸付金の償還が完了した借受人又は連帯保証人から借入れの申込があったときは,償還完了後３ヶ月を経過した後でなければ,これを受け付けることができない。

（例外規定）

第１９条　特に急を要する貸付にあっては，本会事務局は２０，０００円を限度とし，この規程によらないで貸し付けることができる。ただし，速やかに会長に報告しなければならない。

（委任）

第２０条　この規程の施行に関し必要な事項は，会長が定める。

附則

１　この規程は，平成１８年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日の前日までに，合併前の社会福祉法人伊奈町社会福祉協議会小口貸付資金規程（平成３年４月１日規程第１１号）の規定によりなされた手続きその他の行為は，この規程の相当規定によりなされたものとみなす。